

諫早市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年8月7日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	森		和明

令和6年度定期監査（前期）結果報告

1 監査の対象

総務部：職員課、デジタル推進課
企画財務部：債権管理課、財政課、契約管財課
こども福祉部：障害福祉課、保護課
飯盛支所：地域総務課、産業建設課
小長井支所：地域総務課、産業建設課
会計管理者：会計課

※監査の対象年度：令和5年度

2 監査の期間

令和6年5月8日（水）から令和6年7月5日（金）まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。
なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。

【総務部 デジタル推進課】

- 精算事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市旅費支給条例第11条第2項によると、概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後5日以内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならないと規定されているが、定期監査時において旅費の精算がされていない事例が見受けられた。

については、精算事務について条例に基づき適正に行われたい。

【こども福祉部 障害福祉課】

- 支出事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第32条第1項によると、支出命令権者は、支出命令を発しようとするときは、債権者から提出を受けた請求書又は支出調書に基づき、所属年度、会計別及び歳出科目に誤りがないことを確認のうえ、支出命令書により、会計管理者に対し支出命令を発しなければならないと規定されているが、会計年度任用職員の通勤手当に相当する費用弁償について、歳出科目（細目）を誤っている事例が見受けられた。

については、支出事務について予算所管課としての確認を適切に行われたい。

【こども福祉部 保護課】

- 調定事務及び収納事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市会計規則第29条第1項によると、収入命令権者は、毎年度調定をした歳入で当該年度の出納閉鎖期日までに収納にならないもの（不納欠損金として整理したものを除く。）については、その翌日において翌年度の調定済額として繰り越さなければならないと規定されているが、生活保護費返還金で年度末（3月末日）までに収納にならなかったものの一部において、出納閉鎖後に調定すべきところ、出納整理期間中に翌年度での調定を行い、翌年度で収納している事例が見受けられた。

については、調定事務及び収納事務について規則に基づき適正に行われたい。

- 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第29条第2項によると、収入命令権者は、繰り越した歳入で翌年度の末日までに収納にならないもの（不納欠損金として整理したものを除く。）については、その翌日において翌年度の調定済額として繰り越さなければならないと規定されているが、生活保護費返還金の過年度繰越分に係る調定を任意の日で行っている事例が見受けられた。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

【飯盛支所 地域総務課】

- 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、飯盛ふれあい広場使用料の調定（変更）が任意の日で行われている事例が見受けられた。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

【飯盛支所 産業建設課】

- 法定外公共物占用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市法定外公共物管理条例第2条第2号の法定外公共物に係る土地占用料等の徴収方法について、第15条第2項により準用される諫早市準用河川流水占用料等徴収条例第3条第1項によると、占用等の期間が1年以下の場合にあつては、当該占用等の許可の際に全額を徴収すると規定されているが、納入期限が占用許可後の任意の日に設定されており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、法定外公共物占用料の徴収事務について、条例に基づき適正に行われたい。

- 屋外広告物に係る更新許可事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

長崎県屋外広告物条例施行規則第5条によると、許可の期間を更新しようとする者は、許可の期間が1月以上3年以内のものにあつてはその期間の満了の日の1月前までに、申請書を提出しなければならないと規定されているが、申請書の提出が遅延しており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、屋外広告物に係る更新許可事務について、規則に基づき適正に行われたい。

- 占用許可事務について改善を求めるもの

【指導事項】

道路占用許可事務において、申請書に占用の期間が記載されておらず、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、占用許可事務について適切に行われたい。

- 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、市有財産目的外使用料の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

【小長井支所 産業建設課】

- 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、その他使用料及び道路占用料の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

- 道路占用料の徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市道路占用料条例第3条第1項によると、占用料は、占用の期間が1年以下の場合にあっては、当該占用の開始前に全額を徴収すると規定されているが、占用料の納入期限が占用開始後の任意の日を設定されている事例が見受けられた。

については、道路占用料の徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。

- 法定外公共物占用料の減免事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市法定外公共物管理条例施行規則第9条によると、諫早市法定外公共物管理条例第16条第2号に規定する公益上その他の規則で定める特別の事情及び土地占用料等を減額又は免除する割合が規定されているが、法定外公共物占用料の減免事務において、適用する条項を誤っている事例が見受けられ、前回の監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、法定外公共物占用料の減免事務について規則に基づき適正に行われたい。